

# Q

## 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？



# A

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人の中から選びます。具体的な裁判員選任の流れは次のとおりです。

### 1. 裁判員候補者名簿の作成

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、その旨を通知します。



この段階では、どなたに裁判所に来ていただくかは決まりません。

### 2. 事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれます (裁判の6~8週間前)

実際に裁判員裁判を行うことになった際に、裁判員裁判の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、さらにくじでその事件の裁判員候補者を選び、呼出状を送ります。呼出状には裁判員を務めていただく期間を記載する予定です。通常は、同時に質問票をお送りして、辞退事由等の有無を確認します。

選ばれた方には、呼出状で裁判所に来ていただく日時等をお知らせします。質問票の記載から辞退事由等に該当することが明らかな場合には辞退を認めて呼出しを取り消し、裁判所まで来ていただかなくてもよいようにします。

### 3. 裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続を行います (通常は、裁判当日午前中)

裁判長から、事件との利害関係の有無、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問されます。



質問は裁判官3人と書記官のほか、検察官や弁護士も立ち会います。

### 4. 裁判員となる人を決定します

裁判所は辞退を認めるか、不適格事由に該当しないかなどを考慮しつつ、最終的にはくじも交えて裁判員6人を決定します。必要な場合は補充裁判員も選ばれます。



検察官や弁護士は、裁判員に選任しない人を指名することができます(原則として各4人まで)。

### 5. 裁判員裁判が始まります (通常は、裁判当日午後)